



文京区監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和8年5月29日

文京区監査委員 渡部 敏明
同 松本 理恵子
同 岡崎 義顯



文京区職員措置請求監査結果

(「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト研修実施業務委託契約」
の差止めに係る住民監査請求)

令和8年5月

文京区監査委員

| | | |
|----|--------------------|---|
| 第1 | 請求の受付 | 1 |
| 1 | 請求人 | 1 |
| 2 | 請求書の提出 | 1 |
| 3 | 請求対象職員 | 1 |
| 4 | 請求の内容 | 1 |
| | (1) 主張事実の要旨 | 1 |
| | (2) 結論 | 3 |
| 第2 | 請求の要件審査 | 3 |
| 第3 | 監査の実施 | 4 |
| 1 | 監査対象事項 | 4 |
| 2 | 監査対象部署 | 4 |
| 3 | 証拠の提出及び陳述等 | 4 |
| 第4 | 監査の結果 | 4 |
| 1 | 事実関係の確認 | 4 |
| | (1) 事業の概要等 | 4 |
| 2 | 監査対象部署の説明 | 5 |
| | (1) 令和8年度の本件事業について | 5 |
| 第5 | 判断 | 5 |
| 1 | 令和8年度の本件事業について | 5 |
| 2 | 結論 | 6 |
| | (1) 結論 | 6 |

第1 請求の受付

1 請求人（住所・氏名）
（略）

2 請求書の提出
令和8年3月31日

3 請求対象職員
文京区長、文京区会計管理者

4 請求の内容

請求人が提出した「文京区職員措置請求書（令和8年3月31日付2025文監第226号）」による主張事実及び措置請求についての要旨は、次のとおりである。

（1）主張事実の要旨

ア 令和7年度の「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト研修実施業務委託」（以下「本件事業」という。）の業務委託契約には合理性がない

（ア） 本件事業は、管理職等及び教員を受講者として、国際バカロレア教育に関する研修を、オンラインで数回実施するという内容である。本件事業については、事業実施目的は何か明らかになっておらず、また、約750万円もの委託費用を要する事業であるにも関わらず国際バカロレア認定校を設置することも目的となっていない。本件事業の目的がそもそも明らかではなく、また、費用対効果の観点で合理性に疑問がある（地方自治法2条14項、地方財政法14条）。

（イ） 文京区を含む東京都の公立中学校及び公立小学校の教員については、東京都全体で採用して区市町村立小学校に配属されること、そして、人事異動方針により、区をまたいで異動することが予定されている。したがって、現在、文京区立の小中学校で勤務している教員に対して本件事業に基づき研修を実施したとしても、研修を受けた教員は近い時期に他区に異動してしまう可能性がある。このような人事制度を前提にすると、本件事業の研修を通じた教育現場への波及効果は限定され、文京区の児童生徒に研修の成果が十分還元されないと考えられ、この点でも文京区において本件事業を行う合理性がない。

したがって、本件事業の業務委託契約は、その目的が明確ではなく、また、費用対効果の観点で合理性を欠くため、違法である。

イ 随意契約の要件を満たしていない

- (ア) 地方自治法では、契約について、原則として一般競争入札によることを求めており。例外的に随意契約(特命随意契約)を認めている(地方自治法234条)。文京区は、随意契約に関して「随意契約ガイドライン」を定めており、本件事業の業務委託契約は、地方自治法施行令167条の2第1項2号、「文京区随意契約ガイドライン」の「随意契約第2号-5(17)」に基づいてなされたと考えられる。しかし、本件事業に関する契約は、法令等に基づく随意契約の要件を満たしていない。
- (イ) 「探究的学習」の実施に関しては、国際バカロレア教育以外の研修を実施することなども考えられる。しかし、本件事業に際して文京区においては、国際バカロレア教育以外の研修の実施等が検討された形跡は具体的に見当たらない。そもそも国際バカロレア教育以外の研修を含めて検討すべきだったのであり、その点で随意契約として契約できる要件を満たしていない。
- (ウ) シルバーファーン株式会社が国際バカロレア機構から本件事業のような研修の実施について必要な権限が付与されていること、シルバーファーン株式会社のみが国際バカロレア研修を実施することができること(独占的な権限を有していること)、が事前に書面で確認されないまま本件事業の業務委託契約を締結したことは違法である。文京区において、シルバーファーン株式会社を業務委託契約先とするものの当否が客観的に検討された形跡はなく、その点でも随意契約の妥当性、合理性については疑問がある。
- (エ) 本件事業の委託契約においては、委託費用が合理的なものであることの説明も欠けており、委託費用が合理的なものとはいえず、違法である。

請求人が令和7年10月15日に本件事業に関する監査請求を行い、令和7年12月13日に受領した監査請求の結果においては、「特命随意契約では、他の事業者から見積りを取ることはできないと認識し、価格については、IBOへの聞き取りで把握したIBO主催の研修等の平均価格と「IB Workshops and Services Catalogue」で示された価格を照合し、区で行うIB講座の要件を踏まえて、妥当であると認識している、と説明した。」「教育指導課から提出された資料によると、価格についての検証を実施しており、また、同課の説明に不合理な点は認められない。」と記載されているが、請求人らが行った情報公開請求等の結果としては、価格についての検証に関する資料は文京区から開示されて

いない。

したがって、本件事業の業務委託契約は、随意契約が許される要件を満たしていないという点で違法である。

ウ 文京区の承諾なく再委託がなされている可能性がある

本件事業の委託契約は、約款第3条において再委託が禁止又は制限されている。委託業務の一部の再委託だとしても、主要な部分の再委託は認められないほか、主要な部分以外の場合でも、「委託する業務の範囲、委託先その他必要な事項」について、あらかじめ書面による文京区の承諾を求めている。

シルバーファーン株式会社は、文京区に提出した随契業者登録申請書に基づいたとしても従業員数11名という事業者であり、当初は契約相手先としてはNPO法人スマイルバトンが業務を実施することを前提に文京区と国際バカロレア機構との協議が進んでいた。少なくとも、請求人らが情報公開請求をした結果としては、第三者の委託について文京区が承諾した書面等は見つかっていない。

したがって、仮にシルバーファーン株式会社が業務の一部を外部に委託しているとするれば、本件事業の業務委託契約の契約条件に違反していると思われる。仮に本件業務委託契約の条件に反しているとするれば、文京区は公金の支払命令及び公金の支出を行ってはならない。

エ 令和8年度の事業にも同様の問題がある

令和7年度の本件事業の業務委託契約には上記の違法又は不当がある。令和8年度の同様の事業についても随意契約でなされる前提で進んでいると思われ、令和8年度の事業にも同様の違法又は不当があり、その業務委託契約、支出命令及び公金の支出はいずれも差止められなければならない。

(2) 結論

文京区長及び文京区会計管理者は、令和8年度以降の「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト研修実施業務委託」について、業務委託契約、支出命令及び公金の支出を行ってはならない。これらの財務会計上の行為の差止めを求める。

第2 請求の要件審査

令和8年度の本件事業に係る契約は、令和8年4月17日時点で締結されていない。

しかし、将来の財務会計行為であっても、当該行為がなされることが相当の確実さで予測される場合、住民監査請求を行うことができるとされている。

当該業務委託に係る経費は、令和8年度一般会計予算に計上されているため、財務会計行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合に当たると判断できる。

よって、本件請求は、法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、令和8年4月17日付けで受理することを決定した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

令和8年度の本件業務委託に係る契約を随意契約により締結する予定である場合、その内容について違法性又は不当性が認められるかについて監査対象とする。

2 監査対象部署

教育推進部教育指導課

3 証拠の提出及び陳述等

法第242条第7項に規定する陳述は、請求人から行わない旨の意向があった。また、令和8年5月14日に、教育推進部長、教育推進部教育指導課長、教育推進部教育施策推進担当課長及び教育推進部教育指導課事務主査に対し、事情聴取を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 事業の概要等

ア 本事業の目的

本事業は、教員が視野を広げ、これまでの指導方法を見直すとともに、「探究」に重点を置いた学びをデザインし、工夫した指導ができるようにすることを目的に実施するものである。

イ 令和7年度と異なる点

令和7年度の委託事業者は、現在国際バカロレア機構（以下「IBO」という。）との外部提供者契約が満了しており、令和8年度の本件事業を担当する予定はない。

ウ 現在の状況

イ及び他に本区の教員研修を担うことのできる IBO の外部提供者が国内に存在しないことから、令和8年度の本件事業については、IBO と区で直接書面を取り交わして実施する方向で考えており、現在区内で区

での財務会計上の取扱い等詳細の検討を進めている。

2 監査対象部署の説明

教育指導課からの聴取り及び関係書類の調査を行い、次の事項を確認した。

(1) 令和8年度の本件事業について

(請求者の主張)

令和7年度の本件事業の業務委託契約には違法又は不当がある。令和8年度の同様の事業についても随意契約でなされる前提で進んでいると思われ、令和8年度の事業にも同様の違法又は不当がある。

(見解)

令和8年度の本件事業については、IBOと区で直接書面を取り交わして実施する方向であり、予算を含め9月補正後の実施と考えている。

なお、今年度の事業実施については、区での財務会計上の詳細について、庁内で検討を行っているところである。

第5 判断

本件措置請求について請求人は、令和7年度の本件事業の業務委託契約には違法又は不当があり、令和8年度の同様の事業についても随意契約でなされる前提で進んでいると思料し、令和8年度の事業にも同様の違法又は不当があることを理由に、差止めを求めていると解される。そこで、前記事実関係の確認及び教育指導課の説明等に基づき、令和8年5月28日、監査委員の合議により、次のように判断する。

1 令和8年度の本件事業について

令和7年度の本件事業の業務委託契約には違法又は不当があり、令和8年度の同様の事業についても随意契約でなされる前提で進んでいると思われ、令和8年度の事業にも同様の違法又は不当がある、との主張について

このことについて、教育指導課は、令和7年度の委託事業者は、現在IBOとの外部提供者契約が満了しており、令和8年度の本件事業を担当する予定はないこと、そして、IBOとの打合せにおいて、他に本区の教員研修を担うことのできる外部提供者が国内に存在しないことを確認している。そのため、令和8年度の本件事業について教育指導課は、IBOと区で直接書面を取り交わして実施する方向であり、予算を含め9月補正後の実施と考えている。また、現在庁内で区での財務会計上の取扱い等詳細の検討を進めていると説明した。なお、令和7年12月11日のIBO側との打合せで、「IBOとして、令和8年度はシルバーファーンとの契約は難しい状況にある」との見解が示

されている。

併せて、令和8年3月22日に協定書案（日本語版）が IBO 側から提示され、その後、令和8年4月2日、4月7日及び4月10日の IBO 側との打合せにおいて、協定等の締結に向けた協議をしていることが確認できる。

以上のことから、令和8年度の本件事業については、協定等の締結により実施する方向で進んでおり、令和7年度の本件事業の業務委託契約と同様に随意契約を締結するとは認められない。

2 結論

(1) 結論

以上により判断すれば、令和7年度と同様に令和8年度についても随意契約でなされることを前提とした本件事業に係る契約の違法又は不当を理由に、業務委託契約、支出命令及び公金の支出の差止めを求める請求人の主張は、これを認めることができない。

また、令和9年度以降については、当該年度の予算成立前であり、当該財務会計行為がなされることが相当の確実さで予測される場合に当たらないことから、住民監査請求の対象とならない。